かいごDB、みんなの介護hpより



今年８月厚生労働省が発表した２０２１年度簡易生命表によれば、男性の平均寿命は８１・４７ 年、女性は８７・５７年で、平均寿命と健康寿命との差は男性８・７９年、女性１２・１９年となりました。つまり男性は平均９年弱、女性は約１２年間何らかのサポートを必要とする時期を過ごすことになります。その期間の生活を主に支えているのが介護保険制度です。

◆改定毎に進む

サービスの後退

介護の社会化を謳い２０００年にスタートした介護保険ですが、制度改定の度にサービスの抑制が行われています。

まず２００５年の法改正では要介護者への介護給付と分けて、要支援者への給付を介護報酬の低い「予防給付」として新たに創設、それと共に自治体によってバラツキの生じる「地域支援事業」を新設し、６５才以上なら誰でも受けられる介護予防サービスを制度に導入、また介護保険施設などの利用によって発生する食費や居住費が保険給付の対象外になりました。

　２０１１年には地域包括ケアの名のもとに地域支援事業に介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を追加、１５年には新総合事業となり要支援１，２の訪問介護とデイサービスが給付から外れ総合事業となっています。

　　　　　どうなる？どうする？介護保険

となる居室料に大きな差があることから、負担の低い従来型の多床室を希望する人が増えているのが最近の状況と聞き

　更に前回の改定の議論で大きなテーマとなったのが、要介護１，２の訪問介護の生活援助とデイサービス事業の総合事業への移行です。改定に反対する現場や市民からの声が殺到したこともあり移行は見送られましたが、その後の厚生労働省令の改定により、昨年４月から「本人の希望」と「市区町村の判断」で、要介護認定者を総合事業の対象者にすることが可能になっています。

◆待機者多い多床型

―特別養護老人ホームー

介護保険適応の施設サービスは現在「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」の４つ。そのうち特別養護老人ホームは、**在宅での介護が困難になった要介護３以上の高齢者が原則として**

**終身に渡って介護が受けられる施設**で

す。セーフティネットの役割を果たすべき施設ですが、国が整備を推奨して

いるユニット型個室と多床室では自費



ます。利用者のプライバシーに配慮した多床型特養の建設を進める自治体も出てきており、住民税非課税者が入居者の７割を占める特養のあり方については、国の助成のあり方も含め自分事として考えていくことが必要です。

◆安心して暮らし続けられる

制度づくりを！

介護保険制度の見直しを検討している厚生労働省の部会で、再度要介護１，２の総合事業への移行等具体的な検討が行われるのは時間の問題です。移行の受け皿となる総合事業の整備が中々できていない自治体が多いことは神奈川ネットの調査でも明らかになっていますが、国の動きに沿って自治体の次期介護保険事業計画も策定されることになり、次期改定に向けた議論に注視する必要があります。

この間の制度改定により、効率的な運営をしやすい大手事業所が残り、制度創設時から在宅介護を支えてきた小規模事業所の撤退が進んでいます。団塊の世代が７５才以上になる２０２５年の介護人材不足は約３８万人、２０３５年には７９万人が不足すると予測されていますが、要因として介護報酬の低さが挙げられています。

サービスを受ける人も、サービスを提供する人も、共に安心して暮らし続けられる制度づくりのために、声を上げていきます。

No 142　2022年秋号

**◆**

〈発行責任〉

神奈川ネットワーク運動・平塚

　　　　 　　　 代表　佐藤秀子

〒254-0033平塚市老松町16－3－103

Tel／Fax0463－22－7732

E-Mail：knethiratsuka

@iaa.itkeeper.ne.jp

平塚 生き活きレポート

**神奈川ネット**